

別冊 1

みえ県民カビジョン 第二次行動計画

《案》

環境生活部関係

抜粋分

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案） 環境生活部関係抜粋分」

（目次）

	政策	施策	別冊1 の頁
Ⅰ「守る」	4 暮らしの安全を守る	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	2
		143 消費生活の安全の確保	4
	5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	6
		152 廃棄物総合対策の推進	8
		154 大気・水環境の保全	10
	Ⅱ「創る」	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
212 あらゆる分野における女性活躍の推進			16
213 多文化共生社会づくり			18
2 学びの充実		228 文化と生涯学習の振興	20
5 地域の活力の向上		255 協創のネットワークづくり	22

※他部局が主担当である施策（一部の基本事業が環境生活部が主担当）

Ⅰ	1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	24
Ⅱ	2 学びの充実	226 地域に開かれ信頼される学校づくり	26

※他部局が主担当である施策（一部の活動指標において環境生活部が関係するもの）

Ⅰ	1 防災・減災	112 防災・減災対策を進める体制づくり	28
---	---------	----------------------	----

【参考】みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）

31

別冊資料編 数値目標一覧 環境生活部関係抜粋分

施策 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、平成26(2014)年は約11,000人（1日あたり約30人）の方が死傷し、10万人あたりの死者数は全国ワースト3位となりました。平成27(2015)年は前年に比べ死者数は減少していますが、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者はなくなる現状にあり、「飲酒運転はしない、させない」という意識の定着とともに、アルコール依存症などの関連問題を含めて総合的な取組が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や死傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、交通安全意識の高揚や交通安全対策の推進により、交通事故が減少していることが必要です。そのため、市町、地域、国の機関、関係団体等のさまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動を推進します。

取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、市町、地域、国の機関、関係団体等のさまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、防犯等の他部門とも連携した交通事故から県民の皆さんを守る取組を推進します。
- 飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着のための飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発と再発防止のための飲酒運転違反者へのアルコール依存症の受診義務などの対策を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 交通安全施設の整備を推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故を無くすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	87人	60人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 四季の交通安全運動などの取組により、広報・啓発を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 また、交通弱者の交通事故防止対策などを重点的に推進します。	交通事故死傷者数	9,602人	7,700人以下
	【目標項目の説明】 交通事故による死者数と負傷者数の合計		
	高齢者交通事故死者数	52人	30人以下
【目標項目の説明】 交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者の数			
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携し、教育・啓発活動を推進します。 また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務等の取組により再発防止を図ります。	飲酒運転事故件数	44件	23件以下
	【目標項目の説明】 飲酒運転が関係する人身事故発生件数		
14203 安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部) 歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう信号制御機の更新をはじめとした交通安全施設を整備します。	老朽化した信号制御機の更新数(累計)	25基	152基
	【目標項目の説明】 歩行者や運転者が安全で快適な交通環境を維持するために必要な信号制御機の更新数		
14204 交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部) 飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや広報啓発活動を推進します。	運転者のシートベルト着用率	96.6%	99.0%
	【目標項目の説明】 一般道における運転者のシートベルト着用率		

施策 143 消費生活の安全の確保

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

現状と課題

- 消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中で、IT環境の高度化や各種の技術革新に伴い商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。中でも「自宅にいる」「貯蓄がある」高齢者や高齢者単身世帯の増加により、高齢者の被害がさらに増えると見込まれます。
- 国や県、市町が役割分担しつつ一体となって消費者行政に取り組み、自らの判断で合理的な消費活動ができるよう消費者教育の推進および啓発・支援を行っていくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口をさらに充実させていくことが必要です。
- 安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と連携し、地域の実情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- 安全で安心な社会の構築、健全な企業の発展のため、事業者においても、商品・サービスの適正な取引や表示に努めるとともに消費者のさまざまな声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に生かすことが不可欠なものとなっています。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な消費生活を守り、地域で支え合う意識の醸成が必要です。そのために、自らの消費活動が、将来の世代にわたって国内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを理解した、公正かつ持続可能な社会の形成にも寄与する、自主的かつ合理的な消費活動を促します。また、消費者、事業者、教育機関、福祉機関、県・市町等さまざまな主体が、消費生活の安全を支え合う意識を醸成することで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。

取組方向

- さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」^{※1}を生かし、消費者と事業者等との情報交換や連携した啓発活動を活発に行うことにより、特殊詐欺を含む消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、「消費者啓発地域リーダー」、市町や福祉機関等による地域での啓発活動を促進・支援します。
- 消費者出前講座、青少年消費生活講座、お金に関する金融講座等を実施するとともに、学校や大学等の教育機関と連携して消費者教育に取り組むことにより、消費者トラブルの未然防止や自主的かつ合理的な消費活動の実現を図ります。
- 「三重県消費生活センター」は、県内の消費者行政の中核センターとして、専門的な相談対応や消費者事故等に関する情報集約・情報提供を行うとともに、新たな消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による市町相談体制の充実への支援・助言を行います。
- 商品・役務の適正な表示、安全性の確保、悪質な商取引の防止のため、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」の改正等もふまえ、関係部局、市町、警察ほか関係機関、近隣府県等と連携して事業者指導・啓発を行います。

平成 31 年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	49.6%	64.0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)	目標項目	現状値	目標値
	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合		96.2%
<p>「みえ・くらしのネットワーク」を生かした啓発を行うとともに、消費者出前講座等の開催や啓発情報の提供に取り組みます。また、地域リーダーを支援するとともに、市町、福祉機関、老人クラブ等に働きかけ、地域での啓発活動を促します。</p> <p>〔目標項目の説明〕 出前講座等でのアンケートにおいて、消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られた（内容を理解できた）と回答した受講者の割合</p>			
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)	目標項目	現状値	目標値
消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合		92.3% (26年度)	95.0%
<p>「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者からの相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内の相談体制の充実を支援します。また、適正な商取引が行われるよう、事業者に対して指導・助言等を行います。</p> <p>〔目標項目の説明〕 消費生活相談において、「三重県消費生活センター」が斡旋を行った相談のうち消費者トラブルが解決した割合</p>			

注) 1 「みえ・くらしのネットワーク」：安全・安心な消費生活環境の実現をめざして、広く消費者への啓発等を行うために設けた、消費者団体、事業者団体、行政ほか関係機関・関係団体を会員とする連携体（平成 22（2010）年 9 月設立）。

施策 151 地球温暖化対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

現状と課題

- 三重県域における平成 24 (2012) 年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度 (平成 2 (1990) 年度) に比べると 6.9% 増 (森林吸収量を含む) と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が 56%、運輸部門が 15% と排出量の大部分を占める一方、伸び率 (平成 2 (1990) 年度比) では、民生業務部門 (オフィス、店舗等) が 102%、民生家庭部門が 25% と大きな伸びを示しています。
- 平成 27 (2015) 年 12 月、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、「パリ協定」が採択され、日本全体で今後さらなる温室効果ガス排出削減の取組が求められることとなりました。
- 県民の皆さんや事業者等において、個々に地球温暖化対策の取組が進められているものの、連携した地域の低炭素なまちづくりといったものとはなっていません。
- 平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされ、県民の皆さんや事業者等に省エネルギーの意識が高まりつつあるものの、必ずしも県域の二酸化炭素排出削減につながっていない状況にあります。
- 世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、温暖化の影響と思われる変化があらわれてきています。
- 今後の環境行動の定着を図るためには、子どもたちへの環境教育が重要です。

新しい豊かさ・協創の視点

地球温暖化による影響が既に身近に起こりつつあり、県民の皆さんや事業者等のさまざまな主体が自らのこととして地球温暖化防止に向けた具体的な行動に取り組む必要があります。地域の特性を生かした再生可能エネルギー等の導入や技術革新によって、県民の皆さんや事業者等と連携し、地域が活性化した豊かな低炭素社会づくりを進めます。

取組方向

- 「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を総合的に推進していきます。
- 地域が一体となって電気自動車等を活用するなど、低炭素なまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を促進します。
- 県民の皆さんや事業者等に対しては、県や地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの利用等による二酸化炭素の排出削減を進めます。
- 事業者には、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) 等の環境マネジメントシステムの普及拡大を図り、環境経営による環境負荷の低減を促進します。
- 気候変動の影響や地球温暖化対策 (緩和策・適応策) について、県民の皆さんや事業者等に情報提供していきます。
- 子どもたちを中心に、「三重県環境学習情報センター」を拠点にして、環境活動団体等と連携し環境教育を推進していきます。

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。
また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,196 千t-CO ₂ (26年度)	1,119 千t-CO ₂	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (25年度)	+2.0%以下 (30年度)
	〔目標項目の説明〕 「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者の温室効果ガス排出量の増減比率		
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 市町と共に進める「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を活用し、先進事例を学んだり、情報交換を行うことで、具体的な低炭素なまちづくりの取組を進めます。	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	1地域 (26年度)	10地域
	〔目標項目の説明〕 電気自動車等の活用などの二酸化炭素排出削減対策に取り組む地域の数		
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 気候変動の影響や地球温暖化の問題について情報提供を行い、県民の皆さんや事業者等の取組を促進します。	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	95.8%	100%
	〔目標項目の説明〕 県民の皆さんや事業者向けの地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取り組む意向を示した受講者の割合		
15104 環境教育の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県環境学習情報センター」を活用した講座やイベントの開催などにより、子どもたちを中心に環境教育を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。	環境教育講座等参加者の満足度	98.7% (26年度)	100%
	〔目標項目の説明〕 小学校高学年以上を対象とした講座におけるアンケート調査で、その内容等について「非常によい」、「よい」と回答した参加者の割合		

施策152 廃棄物総合対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

現状と課題

- 県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。一層「ごみゼロ社会」の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については件数、量ともに減少傾向にありますが、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

廃棄物の適正処理の体制整備により安全・安心を確保し、発生抑制や質に着目した循環利用を推進することで低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにもつながる循環型社会を構築していく必要があります。そのため、県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が地域特性などに応じた最適な規模の循環の形成に取り組み、持続可能な循環型の地域づくりを進めていきます。

取組方向

- ごみの発生・排出抑制や循環利用を推進することにより、最終処分される廃棄物を極力抑制し、レアメタルや未利用エネルギーの回収・活用、効率的なごみ処理システムの構築など、循環の質を高めるための取組を進めます。また、RDF焼却・発電事業の安全で安定した運用を図るとともに、将来にわたって一般廃棄物の適正処理がなされるよう市町との連携に努めます。
- 産業廃棄物が貴重な資源として一層有効活用されることをめざし、排出事業者や処理業者の3Rの取組を促進します。特に、レアメタルの回収や、使用済み製品の再資源化、廃棄物の性状に応じた適正な規模での循環の形成など、地域循環の高度化を図るための取組を進めます。
- 電子マネーの活用や優良認定処理業者の育成を進め、産業廃棄物の排出事業者の処理責任を徹底するとともに、監視指導により不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。また、東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制を整備します。
- 不適正処理4事案について、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	293千t (26年度)	270千t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量(速報値)

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15201 ごみゼロ社会の実現 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が地域で資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	978g/人日 (26年度)	943g/人日
	〔目標項目の説明〕 一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値(速報値)		
15202 産業廃棄物の3Rの推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。	産業廃棄物の再生利用率	43.0% (26年度)	43.5%
	〔目標項目の説明〕 産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合(速報値)		
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課) 廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (26年度)	100%
	〔目標項目の説明〕 不法投棄等不適正処理事案について、行為者等が改善に着手した割合		
15204 不適正処理の是正措置の推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理PT) 産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な4事案について、行政代執行による是正措置を実施し、着実に環境修復を行います。	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (26年度)	81.3%
	〔目標項目の説明〕 不適正処理4事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合		

施策154 大気・水環境の保全

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態に改善されていますが、健康に影響を与える光化学スモッグ^{※1}やPM2.5^{※2}については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準（BOD^{※3}）の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準（COD^{※4}）の達成率が50%前後で推移しており、また、伊勢湾においては赤潮や貧酸素水塊が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について汚濁負荷の削減等による水質改善が求められています。
- 自動車排出ガスの影響により、一部の測定地点では二酸化窒素濃度が環境基準に近い水準で推移しており、局地的には環境基準を超過する濃度となっているおそれがあります。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較してまだ低く、未整備人口の解消が求められています。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を経由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大と活性化が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境の中で、豊かで魅力ある地域づくりを進め、県民の皆さんが安全・安心で豊かな生活を営むためには、大気環境と水環境が保全されている必要があります。そのため、工場・事業場の法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進するとともに、人と人とのつながりを深めることなどを通じて、環境を守ろうとする意識の醸成を図り、県民の皆さん、市町、民間団体、企業等のさまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

取組方向

- 光化学スモッグやPM2.5による被害を未然に防止するため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組みます。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷の削減に取り組みます。
- NOx・PM法^{※5}に係る自動車環境対策については、事業者や関係団体の協力を得ながら大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めるとともに、大気汚染物質濃度を注視し、必要な対策を実施します。
- 生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して、下水道、浄化槽、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が行われるよう地域の実情に応じた適切な手法による整備を進めます。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携し、本県がリーダーシップをとり海岸漂着物の発生抑制等の対策に取り組みます。
- 伊勢湾の汚濁のメカニズムなどを解明するため、大学等研究機関と連携して調査・研究を推進します。

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	91.2% (26年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 ^{注) 6}

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>15401 大気・水環境への負荷の削減 (主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>大気、水質の規制対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の状況を確認・指導をします。また、大気環境、公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い適合状況を確認します。</p>	大気・水質の排出基準適合率	100% (26年度)	100%
	<p>〔目標項目の説明〕 工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域への排水が「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等の排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合</p>		
<p>15402 自動車環境対策の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めます。国の大気汚染物質濃度の評価手法をふまえ、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の進行管理に関する調査を実施し対策につなげます。</p>	NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率	100% (26年度)	100%
	<p>〔目標項目の説明〕 NOx・PM法対策地域全体における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した割合（面的評価方法の確定後は、その評価地点を対象に加えます。）</p>		
<p>15403 生活排水対策の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>「生活排水処理アクションプログラム」に基づき関係機関と連携し、下水道・集落排水施設等については計画的・効率的な整備を行い、浄化槽については補助制度により施設整備を促進します。</p>	生活排水処理施設の整備率	81.5% (26年度)	86.5%
	<p>〔目標項目の説明〕 下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合</p>		
<p>15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進 (主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>伊勢湾流域圏を中心とした環境保全活動を広域的にネットワーク化する「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。</p>	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	25,984人 (26年度)	34,000人
	<p>〔目標項目の説明〕 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数</p>		

<p>15405 環境保全のための調査研究成果の還元 (主担当：環境生活部大気・水環境課)</p>	<p>大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数</p>	<p>4件 (26年度)</p>	<p>7件</p>
<p>光化学スモッグやPM2.5などの大気環境、伊勢湾再生などの水環境に関する調査研究を行い成果を公表します。</p>	<p>〔目標項目の説明〕 大気環境および水環境の保全に関する分析業務のほかに調査研究を行い、その成果として学会、論文または企業への出張講座等で公表した研究事業数</p>		

- 注) 1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注) 2 PM2.5：微小粒子状物質。大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子。PM2.5は非常に小さい(髪の毛の太さの1/30程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
- 注) 3 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させた時に消費される酸素の量。
- 注) 4 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させた時に消費される酸素の量。
- 注) 5 NO_x・PM法：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4(1992)年に定められた。県内では、平成13(2001)年12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注) 6 環境基準の達成割合：大気環境測定地点における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)、河川におけるBODおよび海域におけるCODが環境基準を達成したと評価した割合。

施策 2 1 1 人権が尊重される社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付き、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民一人ひとりが、人権に関する知識や情報を習得し、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、より多くの県民の皆さんに参加してもらう必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人格や個性を認め、「存在」を尊重できる人権意識を定着させる必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの人権意識を把握し、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進するとともに、さまざまな主体の活動を支援するなど、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 国や企業、NPO等の団体等さまざまな主体と連携し、多様な手段や機会を活用して効果的な人権啓発活動を推進するとともに、教育活動全体を通じた人権教育を行うことにより、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。
- 県民の皆さんからの人権に関する相談に適切に対応できるように、各相談機関の相談員の資質向上に取り組むとともに、相談機関相互の連携を強化し、身近で気軽に相談できる支援体制の整備に取り組みます。
- 同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者等の人権に関する課題の解決に向けて取り組むとともに、近年顕在化している性的マイノリティの人びと等の人権課題について、社会の動向等を的確にとらえ、対応を進めていきます。

平成 31 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	38.5%	42.5%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
<p>21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (主担当：環境生活部人権課)</p> <p>住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体の人権尊重の視点をベースにした活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。</p>	<p>地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数</p> <p>35 団体 (26 年度)</p>	<p>35 団体</p>
<p>21102 人権啓発の推進 (主担当：環境生活部人権課)</p> <p>多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、県民の皆さんの人権に関する理解の促進を図るとともに、あらゆる人権課題について、自分の問題としてとらえてもらえるような効果的な啓発に取り組みます。また、地域の実情に応じた人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。</p>	<p>人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度</p> <p>97.0%</p>	<p>100%</p>
<p>21103 人権教育の推進 (主担当：教育委員会人権教育課)</p> <p>教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムの作成の支援等を行い、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。</p>	<p>人権教育カリキュラムを作成している学校の割合</p> <p>65.5% (26 年度)</p>	<p>100%</p>
<p>21104 人権擁護の推進 (主担当：環境生活部人権課)</p> <p>人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを広げて、連携を強化します。 また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、インターネットの適正利用について啓発を進めます。</p>	<p>人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度</p> <p>95.6%</p>	<p>100%</p>

施策 2 1 2 あらゆる分野における女性活躍の推進

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

現状と課題

- 人口が減少する中で社会が成長し豊かさを維持していくためには、県民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を築いていくことが極めて重要です。しかしながら、政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできたものの、指導的地位に占める女性の割合は少なく未だ不十分です。そのため、政策・方針決定過程への一層積極的な女性の参画が必要です。
- 地域活動等における女性の参画についても徐々に進んできましたが、未だ不十分な状況であり、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているなどの状況もあることから、市町等と連携して、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。
- 職業生活等における女性の参画については、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが求められています。また、男性の家事や育児等への参画意識を高め、長時間労働を前提としない働き方の構築等、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}等の相談件数が高止まりの傾向にあることなどから、DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが、男性、女性に関わらず、各々の個性と能力を発揮し活躍できる社会づくり、多様な生き方が認められる社会づくりが必要です。このため、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりをめざし、企業や団体、関係機関や市町と連携し、取組を進めていきます。

取組方向

- 県民の皆さんや関係機関と連携しながら、政策・方針決定過程への女性の参画を一層進めるとともに、市町や企業・団体等にも働きかけを行います。また、県の事業において、男女共同参画の視点を取り入れた展開を図ることができるよう全庁的に取り組めます。
- 「三重県男女共同参画センター」による学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発等を通じ、男女共同参画意識の一層の普及を進めるとともに、市町等と協働し、地域活動等における女性のさらなる参画と活躍が進むよう支援します。
- 職業生活等において女性が活躍するための男性の意識改革や長時間労働の是正等働き方の改革に取り組むとともに、企業等における女性の職域拡大や活躍できる環境整備が進むよう働きかけや支援を行います。
- DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力やDV被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

平成 31 年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	39.4%	47.4%	「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>21201 政策・方針決定過程への女性の参画 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課)</p> <p>男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し責任を担う社会づくりを進めるため、県および市町の審議会等における女性委員の占める割合の増加に取り組みます。</p>	<p>県・市町の審議会等における女性委員の割合</p>	<p>25.8% (26年度)</p>	<p>29.4%</p>
<p>〔目標項目の説明〕 地方自治法(第202条の3)に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合</p>			
<p>21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課)</p> <p>「三重県男女共同参画センター」が行うさまざまな講座やフォーラム、情報誌の発行などを通じ、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。</p>	<p>男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度</p>	<p>新規参加者数 292人 満足度 94.0% (26年度)</p>	<p>新規参加者数 370人 満足度 100%</p>
<p>〔目標項目の説明〕 「三重県男女共同参画センター」が開催する講座やセミナー等における新規参加者の数および満足度</p>			
<p>21203 職業生活等における女性活躍の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課)</p> <p>女性が職業生活等において能力を発揮できる環境づくりに取り組み、女性の活躍を推進します。</p>	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)</p>	<p>14団体 (26年度)</p>	<p>303団体</p>
<p>〔目標項目の説明〕 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画を策定した企業・団体または「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」を行った企業・団体数</p>			
<p>21204 性別に基づく暴力等への取組 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)</p> <p>DVや性犯罪・性暴力を許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)</p>	<p>—</p>	<p>49団体</p>
<p>〔目標項目の説明〕 性犯罪・性暴力の被害者支援事業をテーマとして盛り込んだ研修会等を実施した団体数</p>			

注) 1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者からの体に対する暴力等をいう。

施策 2 1 3 多文化共生社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、41,251人（平成26(2014)年末）と県人口の約2.22%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。外国人住民等は、地域の経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民等の地域社会への参画が進んでいません。一方、国では、高度外国人材の受入れ促進に取り組むなど、今後は、さまざまな国の多様な職種の外国人が日本（三重県）で生活することが見込まれます。
- 県内の外国人住民は定住傾向にあることから、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。また、日本語の理解度や経済的理由等から、外国人住民等の間にもさまざまな格差が生じています。
- 県内の市町においては、外国人住民数や外国人住民の在留資格の違いなどにより、取組に差があります。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国1位であり、多言語化が進んでいることから、外国人児童生徒の日本語習得を支援していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組むほか、学校・家庭・地域と連携して、外国人児童生徒の学び^{※1}を支える体制づくりに取り組みます。

取組方向

- 外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することができるよう、必要な情報を提供します。また、日本人住民と外国人住民を対象に、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、外国人住民等の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた支援に引き続き取り組みます。
- 市町の先進的な事例を他の市町へ展開するなど、市町との連携強化に取り組みます。
- 外国人児童生徒がどの地域、どの学校に通っても、学力を高め、社会的に自立ができるよう、学校・家庭・地域が連携し、外国人児童生徒の学びを支える体制づくりに取り組みます。

平成31年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	29.1%	33.1%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援 (主担当：環境生活部多文化共生課)	目標項目	現状値	目標値
	多文化共生に係る啓発を進めるほか、外国人住民等が地域づくりに積極的に参画することができる仕組みの構築に取り組みます。 また、県内市町の取組もふまえ、外国人住民等に対する生活の支援に取り組みます。	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	97.9%
	〔目標項目の説明〕 多文化共生の社会づくりのために実施する、セミナー、研修会等の参加者へのアンケートにおいて、「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した参加者の割合		
	医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)	6機関	10機関
	〔目標項目の説明〕 医療通訳者が常勤している県内の医療機関の数		
21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 (主担当：教育委員会小中学校教育課)	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%
外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、受入体制の整備の支援を行うほか、日本語指導、適応指導の充実等を図ります。また、就学の案内・相談や進路選択の支援に取り組みます。	〔目標項目の説明〕 日本語指導を必要とする中学3年生の外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合		

注) 1 外国人児童生徒の学び：外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取り組む。

施策228 文化と生涯学習の振興

県民の皆さんとめざす姿

世代や障がいの有無、国籍などにとらわれず、あらゆる県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、文化活動や学びの成果を生かし、ライフステージ等に応じて地域のさまざまな活動を主体的に支えています。

現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。
- 特色ある歴史的風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財を適切に保存し、地域に対する愛着や誇りを育めるよう、人づくりや地域づくりに活用していく必要があります。
- ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。
- 生涯学習の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

世界に誇る歴史的・文化的資産の磨き上げとともに、復元建物を中心とした「さいくう平安の杜」や総合博物館(MieMu)等をとおした国内外への情報発信により、三重の知名度を向上させ、市町等との連携を一層強化し、文化活動を通じた幅広い交流を進めます。

また、県民の皆さんが自分らしい生き方を選択できる環境を整備するため、高等教育機関等との連携を強化し、ライフステージに応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

取組方向

- 県立文化施設の拠点機能や連携を強化し、「三重県ゆかりの偉人の顕彰」など多様で魅力的な展覧会・公演を開催するとともに、これを支える専門人材の育成、顕彰制度の運用や発表の場づくり等により、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。特に、次代の文化の担い手や鑑賞者を育み、心豊かな子どもを育成するため、子どもたちが本物の文化にふれ、豊かな感性等を育む機会を充実します。
- 県民の皆さんが地域の文化財の価値に気づき、大切に守り伝え、積極的に活用できる環境づくりを進めるとともに、歴史的・文化的資産を生かした人づくりや地域づくりを促進します。
- 県立生涯学習施設がコーディネーターや調査研究などの機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等との連携を強化し、県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、さまざまな主体の交流や情報発信の充実を図るとともに、学習成果の活用や機会の創出に取り組めます。
- 社会教育関係者のネットワークを拡充し、交流の場を設け、情報共有や人材育成を図ることにより、社会教育、学校教育、家庭教育の連携を促進し、地域の教育力の向上につなげます。

平成31年度末での到達目標

多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感している県民が増加するとともに、三重の文化の素晴らしさや学習する楽しさが再認識され、その魅力や知識が磨き上げられて、文化を通じた交流や学習成果を生かす機会が活発になっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	95.3% (26年度)	97.0%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、その内容について「満足」、「やや満足」と回答した人の割合

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
22801 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 (主担当：環境生活部文化振興課) 多様で魅力的な展覧会・公演や調査研究の実施などにより、文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどによりさまざまな主体の文化活動を促進していきます。	県立文化施設の利用者数	150.7万人 (26年度)	140万人
	〔目標項目の説明〕 県立の図書館、博物館、美術館、齋宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数（現状値には、総合博物館の開館効果による特殊要因が含まれており、平年ベースでは134万人を想定）		
22802 文化財の保存・継承・活用 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) 歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって保存・継承・活用するための取組を推進します。	文化財情報アクセス件数	203,945件 (26年度)	228,000件
	〔目標項目の説明〕 三重県が管理運営する、文化財に関するウェブサイトの年間アクセス数		
22803 学びとその成果を生かす場の充実 (主担当：環境生活部文化振興課) 県立生涯学習施設の機能の充実等を図り、多様なニーズをふまえた一層魅力的な講座やセミナー等を開催するとともに、生涯学習に取り組むさまざまな主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組めます。	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数（累計）	122会員 (26年度)	170会員
	〔目標項目の説明〕 さまざまな主体が、自らの活動成果の発表や情報発信を目的に加入している生涯学習センターのみえ生涯学習ネットワーク登録会員数		
22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護課) 地域において社会教育の推進に取り組む関係者のネットワークを構築し、情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備のための検討を行う場を提供します。	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数（累計）	—	500人
	〔目標項目の説明〕 地域において子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者によって構築するネットワーク（集まり・つながり）への参画者数		

施策255 協創のネットワークづくり

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

また、地域をより良くしようと思う県民の皆さんが、地域の将来の担い手である若者と共に地域の課題解決に取り組んでいます。

現状と課題

- NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPOの活動内容等の情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいません。また、NPO法人は増加しているものの、活動資金の調達や事務処理に課題のある法人もあります。
- 県民の皆さんやNPOにとって興味のある情報や連携できる団体の情報が容易に入手でき、交流や活動の拡大につながる取組が必要です。また、中間支援団体^{注1}には、情報発信だけに留まらず、現実的な事業計画の策定や地域や団体の特性に応じた有効なアドバイスと実践といった、より専門的な支援が必要とされています。
- 若者の県内定着の促進が課題となっている中、地域においては若者の力を地域の課題解決につなげたいというニーズがあります。一方で、若者にとっても地域社会に関わることが自己実現につながるということがわかってきました。こうしたことから、地方創生を推進していく上で、地域の将来の担い手である若者が主体的に地域社会に参画し、地域の皆さんと交流を深める場の創出が重要となってきています。

新しい豊かさ・協創の視点

行政による公共サービス提供の限界や地縁的なつながりの希薄化が指摘される中で、安心感のある暮らしが実現できる地域づくりや地域の魅力向上に向けて、県民の皆さんが自らの能力を発揮しながら、地域活動団体等との主体的な関わりやさまざまな人とのつながり・ネットワークの形成を進めることで、地域の多様な課題を解決しようとする取組を進めます。

取組方向

- NPOや市民活動の意義や役割について県民の皆さんの理解を深め、活動に参加するきっかけとなるよう、12月の「市民活動・NPO月間」等において、地域の市民活動センター^{注2}と連携しながら取り組めます。また、NPO法人に対する会計事務等のセミナーの開催や日常的な相談・指導を行うなどNPO法人の活動を支援します。
- 「みえ県民交流センター^{注3}」では、県内のNPOの活動や情報を広く発信するとともに、県民の皆さんが出会い・交流できる魅力ある拠点となるよう努めます。また、NPOが地域のニーズに応じた活動が展開できるよう、中間支援団体の機能強化を支援するとともに全県的な中間支援のネットワークの構築をめざします。
- 若者と、地域をより良くしようとする活動に取り組むさまざまな主体とをつないで、若者が実践的に地域活動に取り組むことを促進するとともに、「協創」の取組のモデルとして成果を生み出し、継続的な活動となるよう支援します。

平成 31 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPOの活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。
 また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域活動等を行っている県民の割合	19.7%	23.7%	「みえ県民意識調査」で、NPO活動・ボランティア活動・市民活動などの地域をより良くするための活動への参加について、「している」「どちらかといえばしている」と回答した県民の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

25501 県民の社会参画の促進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課)	目標項目	現状値	目標値
	NPO法人活動への支援としての会費収入等	411,362千円 (26年度)	450,000千円
【目標項目の説明】 NPO法人から毎年提出される事業報告書に記載されている会費収入等			
25502 若者の地域活動への参画促進 (主担当：戦略企画部企画課)	目標項目	現状値	目標値
若者や地域の団体、行政等関係者が、地域課題の解決に取り組む「場」づくりを行い、若者の地域活動への参画・交流を促進し、地方創生の「協創」の実践的な取組を支援します。	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)	—	6件
【目標項目の説明】 若者が地域の団体、行政関係者との「協創」により地域活動に取り組んだ件数			

- 注) 1 中間支援団体：市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う、民間の非営利公益活動団体および公設の市民活動センター。
- 注) 2 市民活動センター：ボランティアやNPOなど、公益的な活動をする市民（町民）を分野や領域を越えて支援する市民活動の拠点施設。
- 注) 3 みえ県民交流センター：県民の皆さんの自発的な社会貢献に関する活動を支援し、国際化の推進を行うための総合交流施設。

施策111 災害から地域を守る人づくり

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相を見せる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」が一体となった取組を進めることが必要ですが、東日本大震災の発生から5年あまりが経過し、県民の皆さんの防災に関する危機意識は年々低下する傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下する中で、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材が地域でより活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、消防団や自主防災組織の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていくことが必要です。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上等に引き続き取り組み、学校における防災教育を推進していく必要があります。
- 学校における防災教育の成果を、世代を超えて次代につなげていく必要があります。
- 大規模災害発生時にボランティアやNPOが円滑に活動できる環境の整備や、関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、誰もが不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向け、防災・減災対策の取組を通じて県民の皆さんの防災意識を向上させ、家族の絆や地域とのつながりを深めることにより、県民主体の災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に発揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、学校が行う体験型防災学習等の支援、教職員の防災に関する研修の充実など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、速やかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

平成31年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	47.5%	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
11101 防災人材の育成・活用 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 自主防災組織のリーダー育成、消防団と自主防災組織の連携強化、防災教育の充実のためのコンテンツ作成、企業における防災関係の取組の支援など、「みえ防災・減災センター」と連携し、地域における防災人材の育成と活躍を支援します。	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数	—	300件
	【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等においてさまざまな防災・減災活動を支援した件数		
11102 学校における防災教育の推進 (主担当:教育委員会教育総務課) 防災ノート等の防災学習教材や防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実するなど、「みえ防災・減災センター」等と連携して、学校における防災教育を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携した取組を進めます。	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	—	100%
	【目標項目の説明】 家庭、PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合		
11103 災害ボランティアの活動環境の充実 (主担当:環境生活部男女共同参画・NPO課) 「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制強化と、大規模災害時にボランティアやNPOが円滑かつ効果的に支援活動を行うための取組を進めます。	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)	8団体	12団体
	【目標項目の説明】 「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル(風水害編)」に掲載されている「幹事団体」および「協力団体」の団体数		

施策 226 地域に開かれ信頼される学校づくり

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

また、子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に応じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

さらに、教職員が指導力や人間性を磨き、意欲的な指導を実践し、県民からの信頼が高まっています。

現状と課題

- 子どもたちの豊かな育ちを支えるため、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の実情に合わせてコミュニティ・スクールや学校支援地域本部などに取り組み、「地域とともにある学校」となることをめざす必要があります。
- 小学校から中学校に進学する際に、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、不登校や、いじめが急増する「中1ギャップ」といわれる課題が指摘されており、小学校から中学校への円滑な接続に向けた取組が必要です。
- グローバル化の進展など社会の変化やニーズをふまえて、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。また、少子化の進行による子どもたちの減少や、地域の状況、学校の地域に果たす役割などについて総合的に考えて適正規模・適正配置を進める必要があります。
- 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員は専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて学び続ける意欲や探究心を持ち続ける必要があります。
- 今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の計画的な人材育成を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが郷土に誇りを持ち、夢や希望を持って学ぶためには、学校と保護者や地域が連携して、子どもたちの教育を行うことが大切です。そのため、保護者や地域住民の学校運営等への積極的な参画や学校を支援する体制づくりを進めるとともに、各学校が、それぞれの教育目標に応じて、専門的な知識や技能を有する外部人材の積極的な活用を進めます。

取組方向

- 地域とともにある学校づくりサポーターを学校に派遣すること等を通じて、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入など、保護者や地域住民が参画する学校運営を促進します。
- 小中一貫教育に関する情報提供を行うとともに、小中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。また、中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえ、検討を進めます。
- 高等学校において、グローバル人材の育成を目的とした教育内容の充実や地域に根ざした特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。
- 県内の工業高校が持つポテンシャルを生かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。
- 「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を持った教職員の採用・育成を図ります。
- 私立学校において教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう取り組みます。

平成31年度末での到達目標

保護者や地域住民の学校運営等への参画が進むことにより、学校・家庭・地域の関係者が一体となった「地域とともにある学校づくり」が進められています。
 また、さまざまな研修や学校マネジメントの取組が充実することにより、各学校における組織的な授業改善等の取組が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
コミュニティ・スクール等に 取り組んでいる市町の割合	65.5%	86.2%	「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を推進している」と回答した市町の割合

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
22601 開かれた学校づくり (主担当：教育委員会小中学校教育課) コミュニティ・スクールなどの導入を図るとともに、「学校マネジメントシステム」による教育活動および学校運営の質的向上を図ります。	コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	14.6%	27.0%
	〔目標項目の説明〕 「コミュニティ・スクールの取組を推進している」と回答した公立小中学校の割合		
	学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校の割合	42.0%	50.8%
〔目標項目の説明〕 「学校支援地域本部の取組を推進している」と回答した公立小中学校の割合			
22602 学校の特色化・魅力化 (主担当：教育委員会高校教育課) 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組の充実、小中一貫教育の市町支援、中高一貫教育の検討、高大連携などに取り組むとともに、学校や地域の特色を生かした特色化・魅力化を進めます。	地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数(累計)	14校	35校
	〔目標項目の説明〕 地域の活性化に向けて地域課題に対応する学習や人材育成に取り組んでいる県立高等学校の数		
22603 教職員の資質向上 (主担当：教育委員会研修企画・支援課) 教職員の授業力向上に向けた研修を実施し、実践的な指導力を高める取組を進めます。	授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%
	〔目標項目の説明〕 「授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合		
22604 私学教育の振興 (主担当：環境生活部私学課) 私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、特色のある学校づくりおよび健全な学校運営を支援します。	私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数	95件 (26年度)	115件
	〔目標項目の説明〕 私立中学校・高等学校における特色化教育の実施事例数		

施策 1 1 2 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から5年あまりが経過しましたが、被災地の復興は未だ道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなった課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も国、市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討、防災情報の迅速な県民への提供方法の検討など、災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時の医療体制や緊急輸送道路の充実・強化に取り組む必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の防災機能の充実に今後も取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、平均年齢の上昇、多様化・増加する消防救急需要などに対応するため、消防の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、誰もが不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制を、市町、防災関係機関等とともに構築します。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン（仮称）」等の策定や「三重県復興指針」に基づく事前対策の検討に取り組むなど、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組めます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海拔ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や緊急輸送道路の機能確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防職員や消防団員の資質向上、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	87.4%	90.0%	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
<p>11201 防災・減災対策の推進 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課)</p> <p>「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。</p>	<p>93.4% (26年度)</p>	<p>100%</p>
<p>11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当:防災対策部災害対策課)</p> <p>災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。</p>	<p>8回 (26年度)</p>	<p>13回</p>
<p>11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当:防災対策部防災対策総務課)</p> <p>防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。</p>	<p>16.0%</p>	<p>30.0%</p>
<p>11204 災害医療体制の整備 (主担当:健康福祉部医療対策局地域医療推進課)</p> <p>災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実・強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。</p>	<p>19 (26年度)</p>	<p>24</p>

11205 安全な建築物の確保 (主担当:県土整備部建築開発課)	地震等の災害時に おいて避難所とし て活用される建築 物の耐震化率	0% (26年度)	100%
住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、 地震災害に対するまちの安全性の確保を図りま す。	〔目標項目の説明〕 耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられ た不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地 震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、 耐震性が確保された建築物の割合		
11206 教育施設の防災対策 (主担当:教育委員会学校経理・施設課)	学校の屋内運動場 等の天井等落下防 止対策の未完了数	県立学校 131棟 市町立学校 92棟 私立学校 9棟 (26年度)	県立学校 0棟 市町立学校 23棟 私立学校 2棟
県立学校の防災機能の充実を図るとともに、市 町等の学校設置者に対し、防災・耐震対策に係る 情報提供と助言を行い、地域における防災機能の 強化を図ります。	〔目標項目の説明〕 つり天井の撤去や照明設備の落下防止等が必要な体育館 や武道場等のうち、対策が未完了となっている棟数 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む		
11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当:県土整備部道路管理課)	緊急輸送道路上の 橋梁のうち良好な 状態である橋梁の 割合	93.4% (26年度)	96.5%
緊急輸送道路に指定されている県管理道路の 計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応で きる輸送機能の確保を図ります。	〔目標項目の説明〕 緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕 等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合		
11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当:防災対策部消防・保安課)	消防団員の条例定 数充足率	95.3%	96.0%
消防学校等での教育を通じた消防職員や消防 団員の資質向上に努めるとともに、消防団の活性 化、消防の広域化を進め、消防職員・消防団員に よる迅速かつ的確な予防活動および消防活動の 促進を図ります。	〔目標項目の説明〕 各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の 割合		
11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当:防災対策部消防・保安課)	高圧ガス等施設に おける事故発生防 止率	99.6% (26年度)	100%
高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検 査や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナー や研修の実施などによる保安人材の育成により、 適正な保安の確保を図ります。	〔目標項目の説明〕 許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止 された施設の割合		

みえ県民カビジョン
第二次行動計画

《案》

別冊資料編

数値目標一覧

環境生活部関係

抜粋分

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

1 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
11103	活動指標	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数（累計）	災害時のボランティア活動の円滑な支援に備え、県をはじめとした幹事団体および協力団体の体制のより一層の充実を図る必要があることから選定しました。	「みえ災害ボランティア支援センター」は、現在8つの幹事団体・協力団体が運営を担うことになっていますが、これまでにない大規模な災害が発生した場合に運営の担い手不足が否めません。そこで、運営体制の充実を図るために、毎年1団体ずつ増やし、12団体に増加させることを目標として設定しました。	8団体	12団体
11206	活動指標	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	地震発生時に児童・生徒の命を守るために、校舎の耐震化等を行う中で、多くが避難所に指定されている屋内運動場等の耐震対策が重要であることから選定しました。	県立学校については、平成31年度までに全ての対策を完了する必要があることから設定しました。市町立学校および私立学校については、県からの働きかけを行うことで可能となる目標を設置者に確認の上設定しました。	県立学校 131棟 市町立学校 92棟 私立学校 9棟 (26年度)	県立学校 0棟 市町立学校 23棟 私立学校 2棟
142	県民指標	交通事故死者数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。	平成28年度から5年間に取り組む交通安全対策に関する計画（「第10次三重県交通安全計画」）と合わせ、国よりも高い目標を掲げ全国平均以下をめざし、平成31年までに交通事故死者数を60人以下とすることを目標値に設定しました。	87人	60人以下

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度目標値設定理由	現状値【平成27】	目標値【平成31】
14201	活動指標	交通事故死傷者数	交通安全対策における最大の課題である交通事故死者数の減少のためには、事故を減らし、死傷者数を減少させることが重要であり、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に向けた啓発・教育を推進していくことにより、その結果、死傷者数が減少していくことから選定しました。	平成28年度から5年間に取り組む交通安全対策に関する計画（「第10次三重県交通安全計画」）と合わせ、国よりも高い目標を掲げ全国平均以下をめざし、平成31年までに交通事故死傷者数を7,700人以下とすることを目標値に設定しました。	9,602人	7,700人以下
14201	活動指標	高齢者交通事故死者数	高齢者の交通事故死者数が全体の半数以上を占めているため、高齢者に対する啓発・教育を推進し高齢者死亡事故を減らすことにより、全体の死者数が減少していくことから選定しました。	高齢者の交通事故死者数が全体の半数以上を占めているため、県民指標である交通事故死者数の半数以下を目標値に設定しました。	52人	30人以下
14202	活動指標	飲酒運転事故件数	「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げ、飲酒運転0（ゼロ）をめざして、まず飲酒運転事故0（ゼロ）の達成をめざしていく必要があることから選定しました。	「第2次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」と合わせ、全国トップをめざし、毎年5件以上減少させることを目標値に設定しました。	44件	23件以下
14203	活動指標	老朽化した信号制御機の更新数（累計）	信号機は、交通事故防止に大きく寄与している反面、その機能が損なわれた場合には交通に甚大な障害を及ぼすおそれがあります。老朽化した制御機により支障が生じることを防止するために選定しました。	耐用年数を大きく超えた期間設置されている信号制御機152基の更新を実施する必要があることから、目標値を設定しました。	25基	152基
14204	活動指標	運転者のシートベルト着用率	シートベルトの着用は運転開始時に守らなければならない基本的なルールであり、シートベルトの着用率は順法精神向上のバロメーターの一つです。また交通事故死者数を減少させるため、被害軽減を図る上で有効な手段であることから選定しました。	本来、着用率100%が理想ですが、三重県の現状を勘案して、平成31年までに全国平均を上回る着用率を目標値として設定しました。	96.6%	99.0%

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
143	県民指標	消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	消費者トラブルに遭った時に消費生活センター等の相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、消費生活の安全の確保の指標として選定しました。	消費生活講座、消費者月間におけるイベント、情報提供等の啓発活動を進めるとともに、県・市町の相談体制を充実することにより、4年間で全国の消費生活センターの業務内容を認知している人の割合に、認知していない人(72.2%)の割合の半分を加えた水準まで利用しようと思う県民の割合を伸ばすことをめざし、64.0%を目標値と設定しました。	49.6%	64.0%
14301	活動指標	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	消費者にとって有益な消費生活講座を提供することは、消費者トラブルの回避や、自主的かつ合理的な消費活動につながることで、また、内容を理解し、自分の知識としていただくことで、周囲への波及も生じると考えることから選定しました。	消費生活講座等の受講者の知識の定着と啓発の周囲への波及効果を高めるために、講座の内容等を工夫することにより、100%となることをめざして目標値を設定しました。	96.2%	100%
14302	活動指標	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	消費者トラブルの解決のための助言、斡旋等を行う中で、斡旋による解決率を高めることが消費者被害の救済に大きく寄与することから選定しました。	消費生活相談体制の充実、相談員の資質向上等を図ることにより、斡旋事案のほとんどの解決をめざし、目標値を95.0%と設定しました。	92.3% (26年度)	95.0%
151	県民指標	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	家庭における地球温暖化対策には、省エネルギーや節電、再生可能エネルギーの導入等の取組が必要であり、家庭からの二酸化炭素排出量の約半分を電気の使用が占めていること、社会全体の機運の盛り上がりには、家庭における温暖化対策を推進する必要があることから選定しました。	国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減することとしていることから、国の目標に合わせ目標値を設定しました。	1,196 千t-CO ₂ (26年度)	1,119 千t-CO ₂
15101	活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	温室効果ガス排出量の約6割が産業部門から排出されており、その8割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。	大規模事業所が作成し、県に提出する地球温暖化対策計画書の目標(集計)と整合を図り、目標値を設定しました。	0% (25年度)	+2.0% 以下 (30年度)

施策基本番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
15102	活動指標	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）	地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業により得られた成果を県内に広げていくことが重要であり、またサミットを契機として地球温暖化対策の取組を広げていく必要があることから選定しました。	伊勢志摩サミットに関係する市町等を中心に取組を推進し、電気自動車の活用や省エネルギーの取組などの内容ごとに県内に取組を広げることとして目標値を設定しました。	1地域 (26年度)	10地域
15103	活動指標	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	県民の皆さんや事業者の自発的な温室効果ガスの削減取組を進めるには、地球温暖化の意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であると考え、それを示す指標として選定しました。	講座等を受講した県民の皆さんや事業者の全員が、具体的な活動に取り組むことをめざし、平成31年度の目標値を100%に設定しました。	95.8%	100%
15104	活動指標	環境教育講座等参加者の満足度	「三重県環境学習情報センター」が実施する指導者養成講座、出前講座等への参加者満足度を向上させ、自ら環境行動を起こすことを意識付けていくことで、環境活動に参加する人が増加すると考えられることから選定しました。	講座等に参加した県民の皆さん全員が満足し、積極的に環境活動に参加していただけのように意識付けされることをめざし、毎年100%に設定しました。	98.7% (26年度)	100%
152	県民指標	廃棄物の最終処分量	循環型社会の定着を図るためには、廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進め、最終処分量を削減する必要があることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度（平成32年度）の目標値（264千t）と整合を図り、平成31年度に270千tとなることをめざして目標値を設定しました。	293千t (26年度)	270千t
15201	活動指標	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	廃棄物の最終処分量を削減するには、ごみの排出量の削減が必要であることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度（平成32年度）の目標値（936g/人日）と整合を図り、平成31年度に943g/人日となることをめざして目標値を設定しました。	978g/人日 (26年度)	943g/人日
15202	活動指標	産業廃棄物の再生利用率	廃棄物の最終処分量を削減するには、産業廃棄物の3Rを推進する必要があり、排出された産業廃棄物は、貴重な資源として循環的な利用を行うことが重要であることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度（平成32年度）の目標値（43.6%）と整合を図り、平成31年度に43.5%となることをめざして目標値を設定しました。	43.0% (26年度)	43.5%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
15203	活動 指標	不法投棄等不 適正処理事案 の改善着手率	不法投棄等不適正処理事案 に対して、規模の拡大の防 止の観点から、早期に改善 に着手させる必要があるこ とから選定しました。	全ての不法投棄等不適正処 理事案に対して早期に改善 に着手させることをめざし て目標値を設定しました。	83.9% (26年度)	100%
15204	活動 指標	不適正処理4 事案に係る行 政代執行によ る是正措置の 進捗率	生活環境保全上の支障等の ある4事案について、着実 に環境修復を進める必要が あることから選定しまし た。	「特定産業廃棄物に起因す る支障の除去等に関する特 別措置法」の期限である平 成34年度までに環境修復を 終了するためには、平成32 年度までに是正措置を完了 する必要があるため、目標 値を設定しました。	25.0% (26年度)	81.3%
154	県民 指標	大気環境およ び水環境に係 る環境基準の 達成率	環境基準は、人の健康を保護 し、生活環境を保全する 上で維持されることが望ま しい基準であることから選 定しました。	環境基準の達成が著しく困 難な一部の水域を除き、各 種施策を講ずることにより 全地点および全水域で環境 基準を達成することをめざ して目標値を設定しまし た。	91.2% (26年度)	97.0%
15401	活動 指標	大気・水質の 排出基準適合 率	大気・水環境への負荷を削 減していくためには、発生源 である工場・事業場の排 出基準が遵守されているこ とが必要であることから選 定しました。	全ての工場・事業場で排出 基準が遵守されている必要 があることから目標値を設 定しました。	100% (26年度)	100%
15402	活動 指標	NOx・PM 法対策地域全 体の大気環境 基準達成率	二酸化窒素、浮遊粒子状物 質の大気環境基準達成率 は、自動車排出ガスの影響 を、最もわかりやすく示す 指標であることから選定し ました。	NOx・PM法対策地域全 体において大気環境基準を 達成するためには、全ての 大気環境測定地点と評価地 点で大気環境基準を達成す る必要があることから目標 値を設定しました。	100% (26年度)	100%
15403	活動 指標	生活排水処理 施設の整備率	伊勢湾再生等において、陸 域からの水質汚濁負荷に占 める生活排水の割合が大き く、水質改善のためには生 活排水処理施設整備の推進 が重要であることから選定 しました。	現在策定中で平成28年6月 公表予定の「生活排水処理 アクションプログラム」の 中間目標年次（平成37年 度）において、生活排水処 理施設整備率の目標を90% 程度としていることから、 整合をとるために、生活排 水処理施設整備率を年1% 上げる目標を設定しまし た。	81.5% (26年度)	86.5%

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
15404	活動指標	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の皆さんの伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。	平成28年度はサミット開催を契機として全県的な取組による伸びをめざすとともに、平成29年度以降も継続的な取組拡大を図ることとして、近年の伸び率を上回る目標値を設定しました。	25,984人 (26年度)	34,000人
15405	活動指標	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数	光化学スモッグやPM2.5などの大気環境と伊勢湾再生などの水環境に関する課題解決や、検査精度の確保に係る研究事業を継続的に実施し、その成果を環境保全の取組に還元していく必要があることから選定しました。	研究成果を環境保全の取組に還元していくためには、学会や論文発表に加え、新たに環境負荷が大きい企業への技術情報の提供等が必要として、近年の実績を上回る目標値を設定しました。	4件 (26年度)	7件

II 創る ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
211	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	人権が尊重される社会の進展の度合いは、県民の皆さんの意識にあらわれるものと考えられることから選定しました。	過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。	38.5%	42.5%
21101	活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	より多くの団体が研修会を実施することが、地域における人権が尊重されるまちづくりの広がりにつながると考えられることから選定しました。	県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施する団体数について、過去の平均実績を上回る毎年度35団体とすることをめざして目標値を設定しました。	35団体 (26年度)	35団体
21102	活動指標	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	人権イベント・講座等は、人権に関する理解を深めていただくためのものであり、参加者の人権に関する理解度が指標として適切であることから選定しました。	人権に関するイベントや講座等の参加者のアンケートにおいて「人権に関する理解が深まった」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	97.0%	100%
21103	活動指標	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	学校において、教育活動全体を通じて人権教育を進めることが、人権を守るための実践行動力を育成することにつながると考えられることから選定しました。	平成31年度に全ての公立小中学校および県立学校で人権教育カリキュラムが作成されることをめざして目標値を設定しました。	65.5% (26年度)	100%
21104	活動指標	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	相談員を対象とした資質向上研修会は、相談員の人権に関する知識の習得や相談対応力の向上を図り、相談体制の充実を図るものであり、参加者の研修内容の理解度が指標として適切であることから選定しました。	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者のアンケートにおいて「人権に関する知識等を得られた」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	95.6%	100%
212	県民指標	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	女性が働く場や地域活動の場等に参画していると感じる県民が増加することは、女性の社会参画が着実に進んでいると考えられることから選定しました。	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位5項目の平均が2ポイントであることから、毎年2ポイント、4年間で8ポイントの増をめざして設定しました。	39.4%	47.4%

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
21201	活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の割合	県および市町の審議会等において女性委員の占める割合が増加することは、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいると考えられることから選定しました。	「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう」との国の目標もふまえ、県および市町の審議会等における女性委員の割合を、年0.7%程度増加させることをめざして目標値を設定しました。	25.8% (26年度)	29.4%
21202	活動指標	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	県民の皆さんのニーズに合った講座の実施等により、これまで関心のなかった県民の参加を促すことにより、より幅広く意識の普及啓発ができると考えられることから選定しました。また、講座やセミナー等の参加者の満足度が高ければ高いほど、男女共同参画に対する理解が深まったと考えられることから選定しました。	県民の皆さんのニーズをとらえた課題解決型の取組や関心の高いテーマでの事業を行うことにより、新規参加者を年5%程度増加させることを目標に設定しました。また、満足度については、平成31年度に100%となることをめざし、目標値を設定しました。	新規参加者数 292人 満足度 94.0% (26年度)	新規参加者数 370人 満足度 100%
21203	活動指標	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計) 【創】	各企業等が女性管理職比率や女性の職域拡大等について行動計画等を策定したり自主的に宣言を行うことは、職業生活等における女性の活躍や環境整備に著実につながるから選定しました。	企業の規模ごとに目標値の目安を定め、さまざまな事業を実施し、県内企業等における女性活躍推進の機運醸成を進めることにより、最終的には300団体を超える団体が計画策定や宣言につながるよう目標値を設定しました。	14団体 (26年度)	303団体
21204	活動指標	性犯罪・性暴力被害者支援のための周知の協力団体数(累計)	性犯罪や性暴力については、さまざまな考え方がある中で、性犯罪・性暴力被害者に寄り添える社会を実現させるには、直接、県内の団体に県の取組について説明を行い、理解を深めていただくことが必要であることから選定しました。	平成27年6月から「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営を開始しましたが、相談窓口としての認知をさらに広げるために、周知のための協力団体を全県的に拡大することとし、平成31年度に49団体まで協力団体数を増やすことをめざして目標値を設定しました。	-	49団体
213	県民指標	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	多文化共生の社会の進展の度合いは、県民の皆さんの意識にあらわれるものと考えられることから選定しました。	過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。	29.1%	33.1%

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
21301	活動指標	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	多文化共生の社会づくりのためのセミナーや研修会等の参加者の理解が増えることで、多文化共生の社会づくりにつながると考えられることから選定しました。	多文化共生に係るセミナーや研修会等の参加者のアンケートにおいて「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	97.9%	100%
	活動指標	医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)	外国人住民等が安心して医療機関を利用できることが、多文化共生の社会につながると考えられることから選定しました。	過去の通訳実績や県内の外国人住民数等をふまえ、新たに4医療機関での常勤化をめざして、平成31年度までに10医療機関とすることを目標値に設定しました。	6機関	10機関
21302	活動指標	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることが、進学希望をかなえて自分に合った学習環境を得ることや、社会の構成員として自立して生活していくことにつながることから選定しました。	県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒が就職または高等学校等に進学していることをめざして目標値を設定しました。	-	100%
22604	活動指標	私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数	私立学校が建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育に取り組んでいるかどうかの観点から選定しました。	より多くの特色と魅力ある教育に取り組む私立学校が増加することをめざして、年4件程度の伸びを維持することを目標として設定しました。	95件 (26年度)	115件
228	県民指標	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから選定しました。	第三次行動計画期間中の実績値を上回る97.0%以上を維持することをめざして目標値を設定しました。	95.3% (26年度)	97.0%
22801	活動指標	県立文化施設の利用者数	文化にふれ親しみ、創造する機会を充実させるためには、県立文化施設が、県民の皆さんに魅力ある文化にふれる機会を提供する必要があることから選定しました。	魅力ある文化にふれる機会を提供していくため、県立文化施設の利用者数については、平成26年度の特設要因を除いた134万人を基準とし、魅力的な展覧会等による増加を図ることで、近年の伸び率をふまえ、毎年度1万人増の140万人をめざして目標値を設定しました。	150.7万人 (26年度)	140万人

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
22802	活動指標	文化財情報アクセス件数	多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値についての理解を深めるためには、県民の文化財に対する関心を高め、文化財情報をより多く活用していただく必要があることから選定しました。	多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値についての理解を深めるため、文化財関係ウェブサイトをより充実させるなど、各種新規の取組を展開することで、アクセス数を、過去の増加率を上回る12%増加させ、平成31年度までに228,000件とする目標値を設定しました。	203,945件 (26年度)	228,000件
22803	活動指標	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数(累計)	県民の皆さんが主体的に学び、その成果を生かして地域の活動を支えるためには、生涯学習センターが、自ら学んだ成果を生かす場や情報発信する機会を提供する必要があることから選定しました。	自ら学んだ成果を生かす場や情報発信の機会を提供していくため、生涯学習センターが運営する「みえ生涯学習ネットワーク登録会員数」について、過去の年平均登録数を上回る目標値を設定しました。	122会員 (26年度)	170会員
22804	活動指標	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計)	地域の教育関係者のネットワークへの参画者が増えることにより、社会教育活動の促進につながると考えられることから選定しました。	新たにネットワークを構築するにあたり、現在地域で活動しているみえの学び場のコーディネーター、子ども体験活動クラブの指導員、放課後子ども教室の安全管理指導員等については全員の参画をめざし、さらに各小学校区から1名以上の参画をめざし、目標値を設定しました。	-	500人
255	県民指標	地域活動等を行っている県民の割合	NPOに対する理解が深まり、NPO活動、地域づくりの担い手としての活動に取り組んでいる県民の状況を把握できることから、指標として選定しました。	過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。	19.7%	23.7%
25501	活動指標	NPO法人活動への支援としての会費収入等	NPO法人の会員や賛同者になることは市民活動への重要な参画手段であることから、会費収入等を指標として選定しました。	NPO活動や市民活動に対する県民の皆さんの理解を深め参加・参画につなげるとともに、NPO法人の資金調達力の向上を支援するなど、NPO法人の会費収入等を、近年の伸び率をふまえ、4年間で約1割増加させることをめざして目標値を設定しました。	411,362 千円 (26年度)	450,000 千円

施策基本事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
25502	活動指標	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数（累計）	若者との協創により地域活動に取り組む事業であり、その件数が事業効果をあらわす上で適切と考え、選定しました。	平成31年度までに北勢、中勢、伊賀地域で各地域2件の地域課題の解決に取り組むこととし、4年間で6件の課題解決にモデル的に取り組むことをめざして設定しました。	—	6件